

公営企業特定課題研究助成事業 事務処理要領 (令和8年度助成決定者用)

《目次》

1	事業の概要	1
2	スケジュール	3
3	助成対象経費	5
3-1	消耗品費	5
3-2	旅費	7
3-3	人件費・謝金	13
3-4	その他	13
4	変更	14
5	研究会	15
6	実績報告	15
7	研究成果報告書の作成	16
8	助成金の交付	16
9	助成決定の取消し・助成金の返還	17
10	個人情報の取扱い	17
11	著作物の取扱い	17
12	その他	18



1 事業の概要

(1)趣旨

地方公共団体金融機構(以下「機構」といいます。)は、全ての地方公共団体の出資による地方共同法人であり、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指しています。本事業は、公営企業及び公営企業に関連する分野において、一定の業績を挙げている研究者に対して予算の範囲内で研究費を助成し、その研究成果を地方公共団体に還元することによって、地方公営企業の健全な経営に資することを目的として実施するものです。

(2)助成対象分野等

公営企業及び公営企業に関連する分野の研究であって、特定課題に関するものを幅広く対象とします。

令和8年度の特定課題

① DX・GXについて ② インフラ(施設)更新、防災・減災について

(3)助成対象期間

助成対象期間は、1年間(令和8年(2026年)10月1日～令和9年(2027年)9月30日)です。
ただし、研究内容に海外調査を含むなど、期間を要する研究を行う場合は、助成対象期間を2年間(令和8年(2026年)10月1日～令和10年(2028年)9月30日)とすることができます。

(4)助成額

助成額は、1件当たり100万円を上限として、研究を遂行するために直接要した金額とします。
共同研究の場合であっても、1件当たりの上限は100万円です。

(5)助成対象経費

助成対象経費は、研究を遂行するために直接必要な消耗品費、旅費、人件費・謝金及びその他の経費とします。詳細は5ページ以降をご覧ください。

所属機関の間接経費等を助成対象経費とすることはできません。

経費の積算期間は、助成対象期間とします。

(6)応募資格

公営企業及び公営企業に関連する分野の研究者を対象とします。

(7)研究会

研究を進展させるため、助成対象者は、原則として5回程度、助成対象者と機構が選任するアドバイザー(宇野二郎北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)で組織する研究会にご出席ください。

詳細は「2 スケジュール」及び「6 研究会」をご参照ください。

研究会参加のための旅費は別途支給します(内国旅費に限ります)。

(8)実績報告等

研究終了後は、令和9年(又は令和10年)9月30日までに、研究成果報告書(日本語2万字から3万字まで)、研究成果の概要(5,000字程度)及び実績報告書を提出してください。

助成金は、実績報告書等の提出後に実費でお支払いしますので、必ず期限を守って提出してください。

※ 研究期間中、助成金は機構で管理しますが、分割してお支払いすることも可能ですので、必要な場合はご相談ください。

(9)研究成果報告書の公表

研究成果報告書は機構のホームページ等で公表します。

2 スケジュール

【助成対象期間1年間の場合】

時期	内容
令和8年9月	助成決定通知
令和8年12月頃	第1回研究会(キックオフ)
令和9年6月頃	第2回研究会(中間報告) ※対面開催を予定
令和9年9月30日	実績報告書及び研究成果報告書の提出締切
令和9年10月頃	助成金交付
令和9年11月頃	第3回研究会(最終報告会)
令和9年11月以降	研究成果報告書を機構ホームページで公表
時期未定	研究成果報告書を取りまとめたものを印刷製本し、助成対象者等に発送(予定)
令和10年6月頃	第4回研究会(聴講) ※対面開催を予定
令和10年11月頃	第5回研究会(聴講)

※ 研究会の日程については別途調整させていただきます。

※ 研究会は、全体を通じてご参加いただくようお願いいたします。

※ 「(キックオフ)」と記載している研究会では、研究の内容、方法、スケジュール等について確認します。

※ 「(聴講)」と記載している研究会について、報告の必要はございませんが、他の助成対象者の報告を聴講(質問や意見は可能)していただくようお願いいたします。

【助成対象期間2年間の場合】

時期	内容
令和8年9月	助成決定通知
令和8年12月頃	第1回研究会(キックオフ)
令和9年6月頃	第2回研究会(聴講) ※対面開催を予定
令和9年11月頃	第3回研究会(中間報告①)
令和10年6月頃	第4回研究会(中間報告②) ※対面開催を予定
令和10年9月30日	実績報告書及び研究成果報告書の提出締切
令和10年10月頃	助成金交付
令和10年11月頃	第5回研究会(最終報告)
令和10年11月以降	研究成果報告書を機構ホームページで公表
時期未定	研究成果報告書を取りまとめたものを印刷製本し、助成対象者等に発送(予定)

※ 研究会の日程については別途調整させていただきます。

※ 研究会は、全体を通じてご参加いただくようお願いいたします。

※ 「(キックオフ)」と記載している研究会では、研究の内容、方法、スケジュール等について確認します。

※ 「(聴講)」と記載している研究会について、報告の必要はございませんが、他の助成対象者の報告を聴講(質問や意見は可能)していただくようお願いいたします。

【参考】選考委員会(敬称略・学識者委員五十音順、◎:委員長)(令和8年9月現在)

◎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	宇野 二郎
	武庫川女子大学経営学部経営学科教授	金崎 健太郎
	西南学院大学法学部法律学科教授	勢一 智子
	地方公共団体金融機構理事長が指名する同機構職員	

3 助成対象経費一覧

助成対象経費は、研究を遂行するために直接必要な次の経費とします。

費目	概要
① 消耗品費	消耗品を購入するための経費
② 旅費	研究者(共同研究者を含む。)及び研究協力者の海外・国内出張(資料収集、各種調査、研究の打合せ等)のために必要な交通費、宿泊費等
③ 人件費・謝金	資料整理、翻訳・校閲、専門知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者に係る謝金、報酬、賃金、給与等 ※ 雇用契約を行う場合は、研究者が契約の当事者となること
④ その他	「① 消耗品費」、「② 旅費」及び「③ 人件費・謝金」のほか当該研究を遂行するために直接必要な経費

- ・所属する機関の間接経費は、計上することはできません。
- ・設備、備品等を購入するために要する経費は助成金交付の対象とはなりません。
- ・研究会に参加するための旅費は別途支給しますので、助成金交付の対象とはなりません(内国旅費に限ります)。
- ・助成金は、原則として研究に係る支出の全部又は一部が完了した際の実績報告書の提出(提出日は別にお知らせする年2回を予定)の後に、申請額を上限として実際に要した金額でお支払いします。
- ・以下の経費について、事前交付を受けたい場合は、実績予定報告書及び算定根拠資料をご提出ください。

○対象経費:外国旅費

助成対象経費の積算期間は、令和8年10月1日～令和9年9月30日(研究期間が2年にわたる場合は令和8年10月1日～令和10年9月30日)です。

3-1 消耗品費

参考文献など研究を遂行する上で直接必要な物品を購入するための費用は、助成対象経費とすることができます。ただし、当該研究のためだけに直接使用したことが特定できない設備、一般事務用品等は、経費として計上することはできません。

○助成対象経費として認められるもの

- ・参考文献等の書籍購入費(送料等を含む。)
- ・文房具、プリンターのインク、印刷用紙等の消耗品
- ・当該研究のためにだけに使用するSD カード・USB メモリー

○助成対象経費として認められないもの

- ・パソコン、スキャナー、コピー機等の本体及び附属物

- ・Microsoft Office 等のソフトウェア
- ・机・椅子等の備品
- ・変換プラグ
- ・プリンターのトナー

3-2 旅 費

(1) 旅費の取扱い

本事業における旅費の取扱いについて、この事務処理要領に定めのない事項は、機構職員の旅費の取扱いに準じて運用します。

(2) 旅費計算の原則

旅費は、原則として「**最も経済的な通常の経路及び方法**」により計算します。

「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般的に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における研究活動の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間コスト等を踏まえて判断します。

最も経済的な通常の経路及び方法と認められない経路及び方法で旅行した場合、支給される旅費は原則に基づいた経路及び方法により計算した額となります。ただし、研究上の必要又は天災その他やむを得ない事情によるものについては、原則と異なる経路又は方法も認められることがあるため、事前に機構へご相談ください。

(3) 旅費の種類

旅費として認められる支出の種類は以下のとおりです。詳細は次ページ以降を確認してください。

種類	概要	国内旅行	外国旅行
鉄道賃	鉄道の旅客運賃を助成対象経費とします。必要と認められる場合には、特急料金、座席指定料金等を助成対象経費とします。	○	○
船賃	船賃の旅客運賃を助成対象経費とします。必要と認められる場合には、座席指定料金等を助成対象経費とします。	○	○
航空費	航空機の旅客運賃を助成対象経費とします。	○	○
その他の交通費 (車賃等)	バス、タクシー等の乗車運賃を助成対象経費とします。	○	○
宿泊費	地域の実情等を勘案して定める額の範囲内で、現に支払った額を助成対象経費とします。	○	○
包括 宿泊費 (パック商品)	移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用(いわゆるパック料金)について、現に支払った額を助成対象経費とします。	○	○
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、一夜あたり定額を助成対象経費とします。	○	○
旅行雑費	外国旅行に要する雑費について、現に支払った額を助成対象経費とします。	×	○

(4)内国旅費

①鉄道賃

鉄道を利用する場合の旅客運賃等を助成対象経費とします。

助成対象経費とする旅客運賃は、路程に応じた運賃によります。なお、切符と IC カードで運賃が異なる場合は、原則として、切符の運賃により計算します。また、割引切符等を利用し乗車した場合、実際に要した費用を助成対象経費とします。

往復割引等が適用される場合は、割引による運賃を助成対象経費とします。

特急列車の利用が合理的と認められる場合、旅客運賃に加えて特急料金及び座席指定料金を助成対象経費とします。

グリーン車等の特別車両料金は助成対象外とします。

②船賃

水路(船舶)を利用する場合の旅客運賃等を助成対象経費とします。なお、割引切符等を利用し乗車した場合、実際に要した費用を助成対象経費とします。

運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃を助成対象経費とします。

座席指定料金を徴する船舶を利用する場合は、座席指定料金を助成対象経費とします。

③航空賃

日程等を考慮して航空機の利用が合理的と認められる場合は、距離に関わらず航空機を利用できるものとします。航空賃の請求には、挙証書類として、「領収書」及び「搭乗半券又は航空会社の発行する搭乗証明」が必要です。

運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃を助成対象経費とします。

原則として、早期予約割引等の割引運賃を利用するものとします。

マイレージの私用マイレージカードへの登録については、自粛してください。

④その他の交通費(車賃等)

鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、バスやタクシー等の利用に要する経費を助成対象経費とします。なお、割引切符等を利用し乗車した場合、実際に要した費用を助成対象経費とします。

(ア) バスについては、路線バス(乗合バス)等の運賃を助成対象経費とします。高速バスや連絡バスについては、他に適当な鉄道列車が運行されていない場合等、当該バスの利用が合理的と認められるときに利用できるものとします。

(イ) 出張等において利用する交通手段は公共交通機関を原則としますが、目的地における移動手段がない場合、時間的な制約がある中で目的地間の移動を行わなければならない場合等、業務上の必要その他の理由によりタクシーの利用が合理的と認められるときは、タクシーを利用できるものとします。なお、タクシーの運賃を計上する場合は、挙証書類として「領収書」及び乗車距離を確認できる地図等が必要です。

(ウ) タクシー利用の場合と同様に、レンタカーの利用が合理的と認められるときはレンタカーを利用できるものとします。レンタカーを利用する場合は、挙証書類として「領収書」及び移動箇所を確認できる地図等が必要です。

⑤宿泊費

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とします。その額は、実際に宿泊に要した額と国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)別表第二の一の「宿泊費基準額(一夜につき)」欄の「職務の級が十級以下の者」欄に定める額を比較し、いずれか少ない額を助成対象経費とします。

また、宿泊費の支払いについては、宿泊先の領収証の提出が必要となりますので、ご注意ください。

なお、宿泊に係る特別な事情(会議等で宿泊先が指定されている場合や繁忙期やイベント等と重なり宿泊費が著しく高額なときなど)がある場合は、当該宿泊に要する費用を助成対象経費としますので、特別な事情がある場合は事前に機構までご相談ください。

宿泊税や入湯税等は、宿泊費に合算してください。ただし、租税を含めた総額が宿泊費基準額の範囲内であることとします。

自己の都合により宿泊費基準額を上回るホテルを選定することは厳に慎んでください。宿泊費基準額は、その範囲内で現に支払った宿泊料金を宿泊費として支給するための上限額であり、自己都合で宿泊費基準額を超過した場合についてその金額を上限に支給(補助)する性格のものではないことに留意してください。

宿泊費基準額の範囲内のものがある場合には、それを利用するなど自己負担が生じないように留意してください。

⑥包括宿泊費(パック商品)

パック商品は、パック料金(タ・朝食代加算が生じる場合、当該額を加算した額)と正規の旅費(交通費及び宿泊料定額の合計額)を比較し、パック料金の方が安価な場合に利用することができます。

なお、挙証書類として、パック商品の領収書及びパック内容を確認できる資料(パンフレットの写し等)を添付します。航空機を利用した場合は、「搭乗半券又は航空会社の発行する搭乗証明」も必要です。

⑦宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して一夜当たりの定額(2,400 円)を助成対象経費とします。

ただし、宿泊費及び包括宿泊費(パック商品)に朝食及び夕食が含まれる場合、以下のとおりとなります。

朝食又は夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 定額の2/3の額

朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 定額の1/3の額

なお、宿泊手当の支払いについては、朝食及び夕食の有無がわかる領収書等(領収書に記載がない場合は、予約した際の予約情報やプラン情報など)の提出が必要となりますので、ご注意ください。

また、旅行者が旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、宿泊手当は支払いません。

(5)外国旅費

①概説

外国旅費との取扱いについては、内国旅費と異なる事項がありますので留意してください。

自宅と空港の間の旅費については、内国旅行に準じて計算します。

②鉄道賃

鉄道を利用する場合の旅客運賃等を助成対象経費とします。

運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額を、等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額を、助成対象経費とします。

急行料金、寝台料金及び座席指定料金を必要とする場合は、当該料金を助成対象経費とします。

③船賃

水路(船舶)を利用する場合の旅客運賃等を助成対象経費とします。

運賃の等級が区分された水路(船舶)により移動するときは最上級の運賃の額を、等級が三以上に区分された水路(船舶)により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額を、助成対象経費とします。

寝台料金を必要とする場合は、当該料金を助成対象経費とします。

④航空賃

航空機の旅客運賃については、利用する航空機の運賃の等級区分に応じて、次のとおり支給します。

なお、旅行代理店等を通して手配する場合でも、航空賃の請求には、挙証書類として、「領収書」及び「搭乗半券又は航空会社の発行する搭乗証明」が必要です。

運賃の額の上限は下図のとおりです。

運賃を3以上の等級に区分する航空機	運賃を2等級に区分する航空機	運賃の等級を設けない航空機
最下級の直近上位の級の運賃	最下級の運賃	航空機の利用に要する運賃

「最下級の直近上位の級」とはいわゆる「プレミアムエコノミークラス」に相当する等級を指し、いわゆる「ビジネスクラス」は含みません。運賃の等級は航空機により様々であるため、疑義がある場合は、事前に機構に相談の上決定するようにしてください。

マイレージの私用マイレージカードへの登録については、自粛してください。

⑤その他の交通費(車賃等)

鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、バスやタクシー等の利用に要する経費を助成対象経費とします。

乗車運賃等の実費を助成対象経費とします。

なお、タクシーやレンタカーの利用、車両の借上げ等は、目的地において他に適当な移動手段がない場合、時間的な制約がある中で目的地間の移動を行わなければならない場合、旅行者の安全の確保に必要と認められる場合等に行うことができます。

これらの運賃等を計上する場合は、挙証書類として、「領収書」及び乗車距離を確認できる地図等が必要です。

⑥宿泊費及び宿泊手当

宿泊費については、実際に宿泊に要した額と国家公務員等の旅費支給規程別表第二の二の「宿泊費基準額(一夜につき)」欄の「職務の級が十級以下の者」欄に定める額を比較し、いずれか少ない額を助成対象経費とします。宿泊手当については、国家公務員等の旅費支給規程別表第三の二に定める額を助成対象経費とします。

また、国内宿泊手当と同様に、宿泊費に朝食又は夕食が含まれている場合には、宿泊手当を減額する必要がありますのでご注意ください。

なお、宿泊費の支払いについては、宿泊先の領収証の提出が必要となりますので、ご注意ください。

また、宿泊手当の支払いについては、朝食及び夕食の有無がわかる領収書等(領収書に記載がない場合は、予約した際の予約情報やプラン情報など)の提出が必要となりますので、ご注意ください。

自己の都合により宿泊費基準額を上回るホテルを選定することは厳に慎んでください。宿泊費基準額は、その範囲内で現に支払った宿泊料金を宿泊費として支給するための上限額であり、自己都合で宿泊費基準額を超過した場合についてその金額を上限に支給(補助)する性格のものではないことに留意してください。

宿泊費基準額の範囲内のものがある場合には、それを利用するなど自己負担が生じないように留意してください。

⑦旅行雑費

旅行雑費は、旅行者の予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税を実費により計算します。

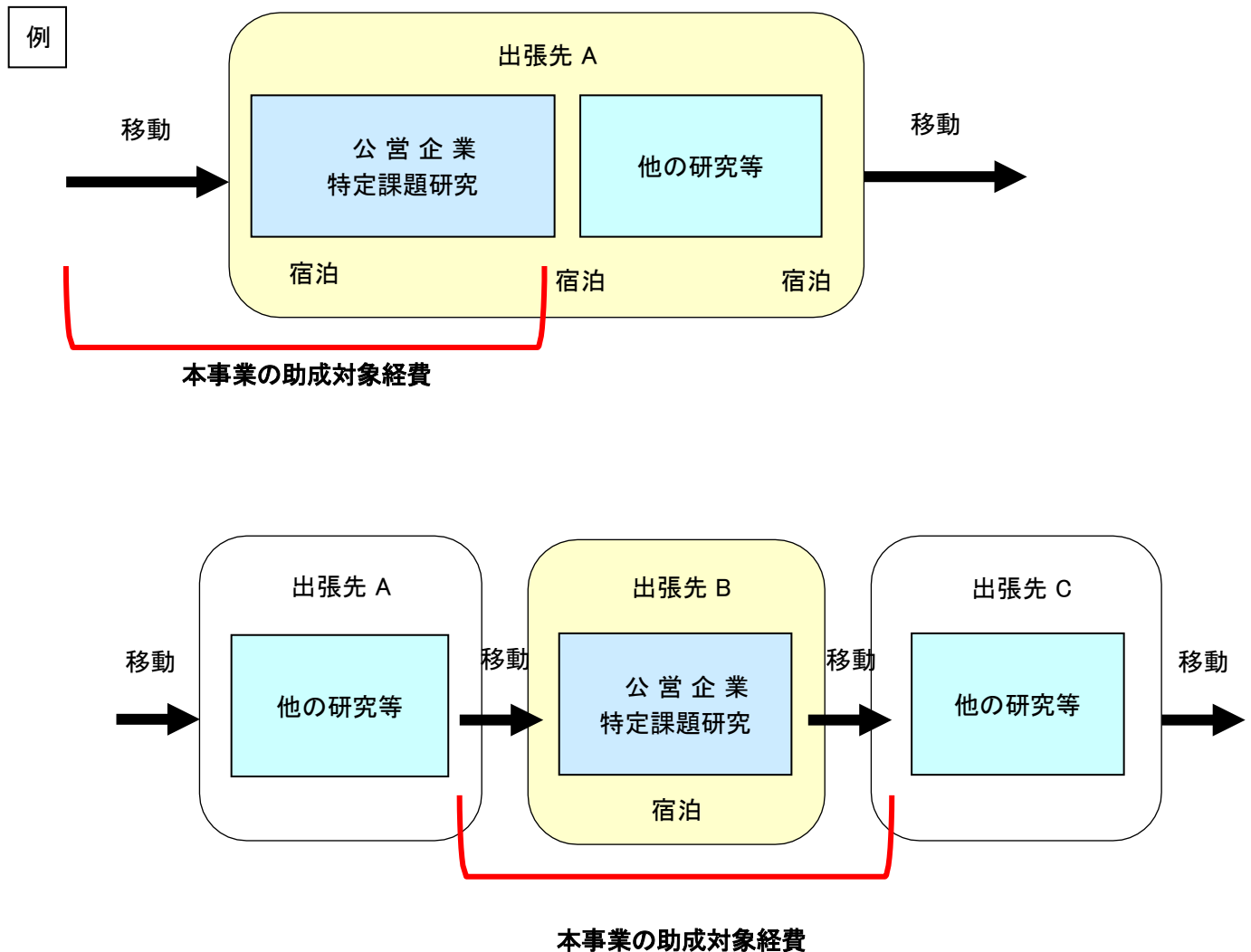
※研究会に出席するための旅費は機構から別途支給しますので、助成対象経費に含めないでください(内国旅費に限ります)。

(6)旅費の調整

(4)及び(5)に基づき旅費を計算した場合、定額で計算する仕組上、実際に要した費用と過不足が生じることがありますが、過不足が大きい場合は旅費の調整を行うことがあります。研究上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅費の調整が必要な場合は、事前に機構へご相談ください。

(7)他の用務との調整

この事業のための研究旅行にあわせて他の研究等のための旅行を行う場合は、事前に機構までお知らせください。この場合において助成対象経費とする旅費の額は、この事業の研究のための期間並びに旅行の経路及び方法によって計算した額を上限とします。ただし、交通費について、実際に利用した経路及び方法がより経済的である場合は、実際の利用に基づく交通費を支給します。



※ 本事業の助成対象経費とすることができる経費であっても、他の助成等を受けられる経費については、経費として計上しないでください。

3-3 人件費・謝金

研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金及び給与は助成対象経費とします。雇用契約を行う場合は、研究代表者が契約の当事者となることとします。

なお、支払額については、社会通念上適当と思われる額とします。

○助成対象経費として認められるもの

- ・研究に必要な文献の検索、収集、整理、要約等の業務に係る謝金
- ・資料整理、調査票の発送、回収とデータ入力に関する謝金
- ・データ、調査結果分析等、専門的知識提供に関する謝金

○助成対象経費として認められないもの

- ・研究成果の発表のための翻訳・校閲に係る謝金

3-4 その他

「消耗品費」、「旅費」及び「人件費・謝金」のほか当該研究を遂行するために直接必要な経費は、助成対象経費とします。

- (1) 研究に必要な調査、作業等の委託料は助成対象経費とします。委託契約を行う場合は、研究代表者が契約の当事者となることとします。
- (2) アドバイザー、共同研究者等との打ち合わせ等に使用する会議室の借上料、会場備品使用料、その他本事業に必要な物品の借り上げ料は助成対象経費とします。
- (3) 調査票等の発送費用、アドバイザー・共同研究者等との連絡に係る費用は助成対象経費とすることができます。ただし、郵送料・宅配代等の数量・価格の根拠が明確なものに限ります。

○助成対象経費として認められるもの

- ・Web アンケートによる調査委託費用
- ・資料のデータ化、製本作業等の委託費用
- ・レンタカー利用の場合の駐車場代
- ・調査票、アンケート用紙等の郵送料
- ・図書館資料の複写料金
- ・実績報告書及び挙証書類を機構に郵送するためのレターパック代
- ・購入した消耗品の送料
- ・振込手数料
- ・データベース利用料(助成対象期間内に当該研究のために使用する分に限る。)

○助成対象経費として認められないもの

- ・インターネット利用料
- ・論文投稿費
- ・書籍の出版に係る費用
- ・ソフトウェアのライセンス料

4 変更

研究計画書の内容に変更がある場合は、事前に研究計画変更申請書(様式第2号)により、変更内容を申請してください。

機構は、研究計画変更申請書を審査し、変更可否を通知します。ただし、助成額の変更は、助成決定をし、通知した額を上限とします。

※ ①各費目の助成申請額の50%(助成申請額総額の50%ではありません)未満の範囲内で行う変更、②助成対象期間内での研究スケジュールの変更の場合は、申請は不要です。

※ 旅費に係る申請額の50%未満の場合であっても、研究のために行う調査(ヒアリング)の行き先を変更・追加するときは、事前にアドバイザー及び機構に届け出てください。

5 研究会

研究の進展のため、助成対象者は、原則として5回程度、研究会にご出席ください。研究会は、助成対象者及びアドバイザーで組織します。

研究会のスケジュールについては、「2 スケジュール」をご参照ください。なお、詳細な日程は、研究会ごとに、アドバイザーと調整の上、決定します。

※ 研究会に参加するための旅費は機構から別途支給しますので、助成対象経費に含めないでください(内国旅費に限ります)。旅費の計算は、機構の旅費規程等に基づき行います。

6 実績報告

研究が終了したときは、機構に①**実績報告書**(様式第3号)、②**本事業の支出に関する挙証書類**、③**研究成果報告書**及び④**研究成果の概要**を提出してください。提出期限は、令和9年9月30日です(研究計画が2年間の場合は、令和10年9月30日が提出期限です)。

助成金は①及び②の内容を確認し、実際に要した額をお支払いします。

ただし、海外旅費外国旅費については、⑤実績予定報告書及び⑥算定根拠資料を元にお支払いします。当該費用については、研究旅行終了後、①及び②により確定額を報告願います。

また、年度の途中であっても必要がある場合には、①**実績報告書**及び②**本事業の支出に関する挙証書類**の提出があった分につき、助成金を支給します(半期ごとに照会します)。書類の提出から支払いまで1か月程度かかります。

- ・①**実績報告書**には、②**本事業の支出に関する挙証書類**(領収書)を添付してください。PDF化したものをメール送付、または(参考様式1)領収書台紙に貼付して郵送してください。領収書の宛名は、研究者個人の名前としてください。
- ・参考文献等の書籍を購入したときは、書籍名がわかるものを挙証書類として添付してください。
- ・出張を行った場合は、(参考様式2)出張報告書及び(参考様式3)旅費精算様式も作成し、提出してください。出張報告書では出張の内容を復命してください。(参考様式3)旅費精算様式には、出張の行程を記載してください。
- ・電車等を利用した場合は、領収書又は乗車券若しくは旅程の料金がわかる書類(インターネットの乗換案内等を印刷したもの等)を添付してください。
- ・飛行機を利用した場合には、必ず**領収書及び搭乗券の半券又は搭乗証明**を添付してください。
- ・タクシー又はレンタカーを利用する場合には、「業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」を明確にし、旅費精算様式の摘要欄に記載してください。

7 研究成果報告書及び研究成果の概要の作成

研究成果報告書は、Microsoft Word で日本語2万字から3万字まで(図表は面積換算)で作成してください。提出した研究成果報告書は、機構ホームページ等にて公表します。また、当該年度分の研究成果報告書を取りまとめて印刷製本し、助成対象者の皆様に配布を予定しています。

研究成果の概要は、Microsoft Wordで日本語5,000字程度で作成してください。研究成果の概要についても機構ホームページ等にて公表するほか、学会等での配布、印刷製本を行う予定です。

研究成果報告書のフォーマットは、アドバイザーから通知します。研究成果報告書は、アドバイザー及び機構に送付してください。

○報告書書式

- ・37 字×30 行
- ・余白 上 35 mm、下 30 mm、左 30 mm、右 30 mm
- ・見出しは MS ゴシック、本文は MS 明朝、英数字は Century. 11 ポイント。
- ・タイトルは MS ゴシック。14 ポイント。
- ・数字は算用数字を使用することを基本とする。カンマを付ける。一桁の場合には全角、それ以外半角とする。
- ・西暦を基本とする。和暦を使用する場合には西暦を併記(たとえば「2024(令和6)年」)
- ・引用文献は文中に()で入れる。
- ・「図」、「表」にはそれぞれ通し番号と表題を付ける。出所を記載する。

図 1 ○○○○



(出所)○○○○

- ・見出しの表記は「1 ○○○…」、「1-1 ○○○○」、「(1) ○○○○」の順で使用する。
- ・引用文献は報告書文末に一括して記載すること。

8 助成金の交付

原則として、実績報告書を受理し、本事業に係る支出の全部又は一部の完了を確認したときは、助成金を助成対象研究者に交付するものとします。実績報告書の提出から助成金の支払いまでは1か月程度かかります。

助成対象期間の途中であっても、本事業に係る支出が完了した分について実績報告書の提出があったときは、完了した分について助成金を交付することができますので、あらかじめ機構にご相談ください。

9 助成決定の取消し・助成金の返還

(1) 助成対象研究者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ①同一の研究課題に関し、他の助成金等の交付を受けたとき又は受けていたことが判明したとき
- ②助成金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- ④助成対象期間内に本事業を実施しなかったとき
- ⑤機構が定める期限までに必要書類を提出しなかったとき
- ⑥その他法令に違反する等助成対象者として不適当な行為をしたとき

(2) 助成の決定を取り消された場合は、本事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象研究者に助成金が支払われているときは、助成金を返還してください。

10 個人情報の取扱い

機構が本事業に関して取得する個人情報は、本事業に関する業務のほか、機構の事業の実施に必要な範囲に限定して取り扱います。

機構が実施する他の研究会やフォーラム等をメールにてご案内する場合があります。送付が不要な場合は、機構にご連絡ください。

11 著作物の取扱い

- (1) 本事業の応募者が機構に提出する研究計画書並びに助成対象者が機構に提出する研究成果報告書及び研究会で使用する報告資料(以下「研究計画書等」という。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。)は作成者に帰属します。
- (2) 作成者は、研究計画書等につき、著作権等第三者の権利を侵害していないこと及び共同著作物である場合には当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証の上、機構に提出してください。
- (3) 作成者は、研究計画書等につき、第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合、作成者の責任と負担において処理するものとします。
- (4) 作成者は、(3)の紛争により機構に損害が生じた場合には、機構に対して、機構の受けた損害を賠償するものとします。
- (5) 機構は、研究計画書等について、必要な範囲において複製を行い、また、研究成果報告書及び報告資料について、営利を目的とせず報告書集、広報誌、機構ホームページ等に掲載する等の公表及び利用を行うことができるものとします。この場合において、機構は著作権者の立場を尊重し適切な利用に努めるものとします。
- (6) 機構が刊行する報告書集、広報誌等の二次的著作物の著作権は、機構に帰属するものとし、助成対象者はこれらの二次的著作物について、機構に対し著作者人格権を行使しないものとします。
- (7) この事業の応募者が研究計画書を機構に提出したときは、上記(1)から(6)までの取扱いに同意したものとみなします。

12 その他

- (1) 本事業による研究成果を学会又は学術誌等で発表する場合には、その旨を機構に報告するとともに、本事業の成果であることを記載してください。(英語で記載する場合は、地方公共団体金融機構を「Japan Finance Organization for Municipalities」としてください。)

《記載例》

本研究は、地方公共団体金融機構公営企業特定課題研究助成事業の助成を受けたものです。

- (2) 本事業についてサポートが必要な場合、不明な点がある場合等は、お気軽に機構までご相談ください。

地方公共団体金融機構 地方支援部 調査室

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

Tel 03-3539-2835

Fax 03-3539-2618

E-mail chousa@jfm.go.jp

URL <http://www.jfm.go.jp/>

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

別表第二 宿泊費基準額(第十三条関係)(令和八年四月一日改正)

一 本邦

区分	宿泊費基準額(一夜につき)		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
青森県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岩手県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
宮城県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
秋田県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
茨城県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
群馬県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
埼玉県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
千葉県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	四二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
神奈川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福井県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
長野県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
岐阜県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
愛知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
三重県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
滋賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
大阪府	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
兵庫県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
奈良県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
和歌山県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

島根県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岡山県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
広島県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
山口県	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
徳島県	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
高知県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
福岡県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
佐賀県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	二六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
熊本県	二八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鹿児島県	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
沖縄県	二四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

二 外国

区分			宿泊費基準額（一夜につき）		
地域	国名	地名	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
アジア	インド	ニューデリー	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		コルカタ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		チェンナイ	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
		ベンガルール	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		ムンバイ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	インドネシア	ジャカルタ	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		スラバヤ	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
		デンパサール	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		メダン	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円
		その他の地	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	カンボジア	プノンペン	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	シンガポール	シンガポール	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	スリランカ	コロンボ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
タイ	バンコク	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	チェンマイ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大韓民国	ソウル	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	済州	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	釜山	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
中華人民共和国	北京	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	広州	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
	上海	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
	重慶	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	瀋陽	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	青島	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	香港	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
ネパール	カトマンズ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	その他の地	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
パキスタン	イスラマバード	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	カラチ	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	その他の地	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
バングラデシュ	ダッカ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
東ティモール	ディリ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
フィリピン	マニラ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	セブ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	ダバオ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
ベトナム	ハノイ	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	ダナン	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	ホーチミン	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	マレーシア	クアラルンプール	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
		ペナン	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		その他の地	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	ミャンマー	ヤンゴン	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	モルディブ	マレ	八六、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
		その他の地	八六、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
	モンゴル	ウランバートル	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
		その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	ラオス	ビエンチャン	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
その他の地		二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	
	その他の国		二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
		シドニー	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
		パース	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
		ブリスベン	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		メルボルン	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	キリバス	タラワ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	サモア	アピア	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	ソロモン	ホニアラ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	トンガ	ヌクアロファ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	ニュージーランド	ウェリントン	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
		オークランド	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
		その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	バヌアツ	ポートビラ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
		その他の地	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	パラオ	コロール	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	フィジー	スバ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	マーシャル	マジュロ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	ミクロネシア	コロニア	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の国		四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	九三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
		アトランタ	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		サンフランシスコ	七八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
		シアトル	六九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円
		シカゴ	七〇、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
		デトロイト	七八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
		デンバー	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		ナッシュビル	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		ニューヨーク	一〇二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
		ハガッニャ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
		ヒューストン	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
		ボストン	九四、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	五九、〇〇〇円
		ホノルル	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
		マイアミ	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
		ロサンゼルス	六七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
		その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
	カナダ	オタワ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		カルガリー	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
		トロント	七八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
		バンクーバー	七八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
		モントリオール	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		その他の地	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	その他の国		六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	ウルグアイ	モンテビデオ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	エクアドル	キト	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
エルサルバドル	サンサルバドル	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
キューバ	ハバナ	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
グアテマラ	グアテマラ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
コスタリカ	サンホセ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
コロンビア	ボゴタ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
ジャマイカ	キングストン	八三、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五二、〇〇〇円
	その他の地	八六、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
チリ	サンティアゴ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	七〇、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
ニカラグア	マナグア	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
ハイチ	ポルトープランス	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
パナマ	パナマ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
パラグアイ	アスンシオン	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
バルバドス	ブリッジタウン	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
	その他の地	一〇二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
ブラジル	ブラジリア	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	クリチバ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	サンパウロ	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	マナウス	一八、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
	リオデジャネイロ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	レシフェ	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

		その他の地	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
	ベネズエラ	カラカス	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		その他の地	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	ペルー	リマ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	ボリビア	ラパス	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
	ホンジュラス	テグシガルパ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	メキシコ	メキシコ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		レオン	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の国		二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
欧州	アイスランド	レイキャビク	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
		その他の地	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
	アイルランド	ダブリン	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
		その他の地	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
	アゼルバイジャン	バクー	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
		その他の地	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	アルバニア	ティラナ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	アルメニア	エレバン	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
		その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	イタリア	ローマ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
		ミラノ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
		その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	ウクライナ	キーウ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	ウズベキスタン	タシケント	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	英国	ロンドン	七五、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、〇〇〇円
		エディンバラ	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
		その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	エストニア	タリン	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

オーストリア	ウィーン	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
オランダ	ハーグ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
カザフスタン	アスタナ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
北マケドニア	スコピエ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
キプロス	ニコシア	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
ギリシャ	アテネ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
キルギス	ビシュケク	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
クロアチア	ザグレブ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ジョージア	トビリシ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
スイス	ベルン	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	ジュネーブ	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
スウェーデン	ストックホルム	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
スペイン	マドリード	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	バルセロナ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
スロバキア	ブラチスラバ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
スロベニア	リュブリャナ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
セルビア	ベオグラード	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
タジキスタン	ドゥシャンベ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
チェコ	プラハ	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
デンマーク	コペンハーゲン	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
ドイツ	ベルリン	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	デュッセルドルフ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	ハンプルク	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	フランクフルト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	ミュンヘン	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
トルクメニスタン	アシガバット	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
ノルウェー	オスロ	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
バチカン	バチカン	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
ハンガリー	ブダペスト	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
フィンランド	ヘルシンキ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
フランス	パリ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	ストラスブール	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	マルセイユ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ブルガリア	ソフィア	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
ベラルーシ	ミンスク	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ベルギー	ブリュッセル	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
ポーランド	ワルシャワ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
ポルトガル	リスボン	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	モルドバ	キシナウ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	ラトビア	リガ	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	リトアニア	ビリニュス	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	ルーマニア	ブカレスト	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	五六、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
		その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	ロシア	モスクワ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		ウラジオストク	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		サンクトペテルブルク	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		ハバロフスク	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		ユジノサハリンスク	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の国		三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
中東	アフガニスタン	カブール	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
		ドバイ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
		その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	イエメン	サヌア	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	イスラエル	テルアビブ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
	イラク	バグダッド	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	イラン	テヘラン	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	オマーン	マスカット	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	カタール	ドーハ	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	クウェート	クウェート	六九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

		その他の地	六九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円
	サウジアラビア	リヤド	六九、〇〇〇円	四七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円
		ジッダ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
		その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
	シリア	ダマスカス	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
	トルコ	アンカラ	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
		イスタンブール	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	バーレーン	マナーマ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	ヨルダン	アンマン	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	レバノン	ベイルート	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の国		四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
アフリ カ	アルジェリア	アルジェ	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
		その他の地	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
	アンゴラ	ルアンダ	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
		その他の地	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
	ウガンダ	カンパラ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	エジプト	カイロ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
		その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	エチオピア	アディスアベバ	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	エリトリア	アスマラ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
		その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	ガーナ	アクラ	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	ガボン	リーブルビル	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
		その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
	カメルーン	ヤウンデ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
		その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	ギニア	コナクリ	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	その他の地	四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
ケニア	ナイロビ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
コートジボワール	アビジャン	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
ザンビア	ルサカ	五八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
ジブチ	ジブチ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
ジンバブエ	ハラレ	七二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
	その他の地	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
	その他の地	五三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
タンザニア	ダルエスサラーム	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	四五、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
チュニジア	チュニス	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	五一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
ナイジェリア	アブジャ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
ナミビア	ウィントフック	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
ベナン	コトヌ	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
	その他の地	五九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
ボツワナ	ハボローネ	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
マダガスカル	アンタナナリボ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	マラウイ	リロングウェ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
		その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	マリ	バマコ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	南アフリカ共和国	プレトリア	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	南スーダン	ジュバ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	モーリシャス	ポートルイス	七〇、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
		その他の地	六七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
	モーリタニア	ヌアクショット	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		その他の地	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	モザンビーク	マプト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		その他の地	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	リビア	トリポリ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	ルワンダ	キガリ	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
		その他の地	四八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	その他の国		四〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
その他の地域			三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

別表第三 宿泊手当（第十四条関係）（令和八年四月一日改正）

一 本邦

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

二 外国

区分		宿泊手当（一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	四、八〇〇円
	インドネシア	四、五〇〇円
	カンボジア	五、四〇〇円
	シンガポール	五、四〇〇円
	スリランカ	五、四〇〇円
	タイ	五、四〇〇円
	大韓民国	五、四〇〇円
	中華人民共和国	五、四〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	ネパール	四、二〇〇円
	パキスタン	五、四〇〇円
	バングラデシュ	五、四〇〇円
	東ティモール	五、四〇〇円
	フィリピン	五、四〇〇円
	ブルネイ	五、四〇〇円
	ベトナム	四、八〇〇円
	マレーシア	五、四〇〇円
	ミャンマー	五、四〇〇円
	モルディブ	五、四〇〇円
	モンゴル	五、四〇〇円
	ラオス	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
大洋州	オーストラリア	五、四〇〇円
	キリバス	五、四〇〇円
	サモア	五、四〇〇円
	ソロモン	五、四〇〇円
	トンガ	五、四〇〇円
	ニュージーランド	五、四〇〇円
	バヌアツ	五、四〇〇円
	パプアニューギニア	五、四〇〇円
	パラオ	五、四〇〇円
	フィジー	五、四〇〇円
	マーシャル	五、四〇〇円
	ミクロネシア	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
北米	アメリカ合衆国	五、四〇〇円
	カナダ	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
中南米	アルゼンチン	五、四〇〇円
	ウルグアイ	五、四〇〇円
	エクアドル	五、四〇〇円
	エルサルバドル	五、四〇〇円
	キューバ	四、八〇〇円
	グアテマラ	五、四〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	コスタリカ	五、四〇〇円
	コロンビア	五、四〇〇円
	ジャマイカ	五、四〇〇円
	チリ	五、四〇〇円
	ドミニカ共和国	五、四〇〇円
	トリニダード・トバゴ	五、四〇〇円
	ニカラグア	四、八〇〇円
	ハイチ	五、四〇〇円
	パナマ	五、四〇〇円
	パラグアイ	五、四〇〇円
	バルバドス	五、四〇〇円
	ブラジル	四、二〇〇円
	ベネズエラ	五、四〇〇円
	ペルー	五、四〇〇円
	ボリビア	五、四〇〇円
	ホンジュラス	五、四〇〇円
	メキシコ	五、四〇〇円
	その他の国	四、八〇〇円
欧州	アイスランド	五、四〇〇円
	アイルランド	五、四〇〇円
	アゼルバイジャン	五、四〇〇円
	アルバニア	五、四〇〇円
	アルメニア	五、四〇〇円
	イタリア	五、四〇〇円
	ウクライナ	五、四〇〇円
	ウズベキスタン	五、四〇〇円
	英国	五、四〇〇円
	エストニア	五、四〇〇円
	オーストリア	五、四〇〇円
	オランダ	五、四〇〇円
	カザフスタン	五、四〇〇円
	北マケドニア	五、四〇〇円
	キプロス	五、四〇〇円
	ギリシャ	五、四〇〇円
	キルギス	五、四〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	クロアチア	五、四〇〇円
	ジョージア	五、四〇〇円
	スイス	五、四〇〇円
	スウェーデン	五、四〇〇円
	スペイン	五、四〇〇円
	スロバキア	五、四〇〇円
	スロベニア	五、四〇〇円
	セルビア	五、四〇〇円
	タジキスタン	五、四〇〇円
	チェコ	五、四〇〇円
	デンマーク	五、四〇〇円
	ドイツ	五、四〇〇円
	トルクメニスタン	五、四〇〇円
	ノルウェー	五、四〇〇円
	パチカン	五、四〇〇円
	ハンガリー	五、四〇〇円
	フィンランド	五、四〇〇円
	フランス	五、四〇〇円
	ブルガリア	五、四〇〇円
	ベラルーシ	五、四〇〇円
	ベルギー	五、四〇〇円
	ポーランド	五、一〇〇円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	五、四〇〇円
	ポルトガル	五、四〇〇円
	モルドバ	五、四〇〇円
	ラトビア	五、四〇〇円
	リトアニア	五、四〇〇円
	ルーマニア	五、四〇〇円
	ルクセンブルク	五、四〇〇円
	ロシア	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
中東	アフガニスタン	五、四〇〇円
	アラブ首長国連邦	五、四〇〇円
	イエメン	五、四〇〇円
	イスラエル	五、四〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	イラク	五、四〇〇円
	イラン	五、四〇〇円
	オマーン	五、四〇〇円
	カタール	五、四〇〇円
	クウェート	五、四〇〇円
	サウジアラビア	五、四〇〇円
	シリア	五、四〇〇円
	トルコ	五、四〇〇円
	バーレーン	五、四〇〇円
	ヨルダン	五、四〇〇円
	レバノン	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
アフリ カ	アルジェリア	五、四〇〇円
	アンゴラ	五、四〇〇円
	ウガンダ	五、四〇〇円
	エジプト	五、四〇〇円
	エチオピア	五、四〇〇円
	エリトリア	五、四〇〇円
	ガーナ	五、四〇〇円
	ガボン	五、四〇〇円
	カメルーン	五、四〇〇円
	ギニア	五、四〇〇円
	ケニア	五、四〇〇円
	コートジボワール	五、四〇〇円
	コンゴ民主共和国	五、四〇〇円
	ザンビア	五、四〇〇円
	ジブチ	五、四〇〇円
	ジンバブエ	五、四〇〇円
	スーダン	五、四〇〇円
	セーシェル	五、四〇〇円
	セネガル	五、四〇〇円
	タンザニア	五、四〇〇円
	チュニジア	五、四〇〇円
	ナイジェリア	五、四〇〇円
	ナミビア	五、四〇〇円

【参考】国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号) 別表第二及び第三(抜粋)(令和八年四月一日改正)

	ブルキナファソ	五、四〇〇円
	ベナン	五、四〇〇円
	ボツワナ	五、四〇〇円
	マダガスカル	五、四〇〇円
	マラウイ	五、四〇〇円
	マリ	五、四〇〇円
	南アフリカ共和国	五、四〇〇円
	南スーダン	五、四〇〇円
	モーリシャス	五、四〇〇円
	モーリタニア	五、四〇〇円
	モザンビーク	五、四〇〇円
	モロッコ	五、四〇〇円
	リビア	五、四〇〇円
	ルワンダ	五、四〇〇円
	その他の国	五、四〇〇円
その他の地域		五、四〇〇円